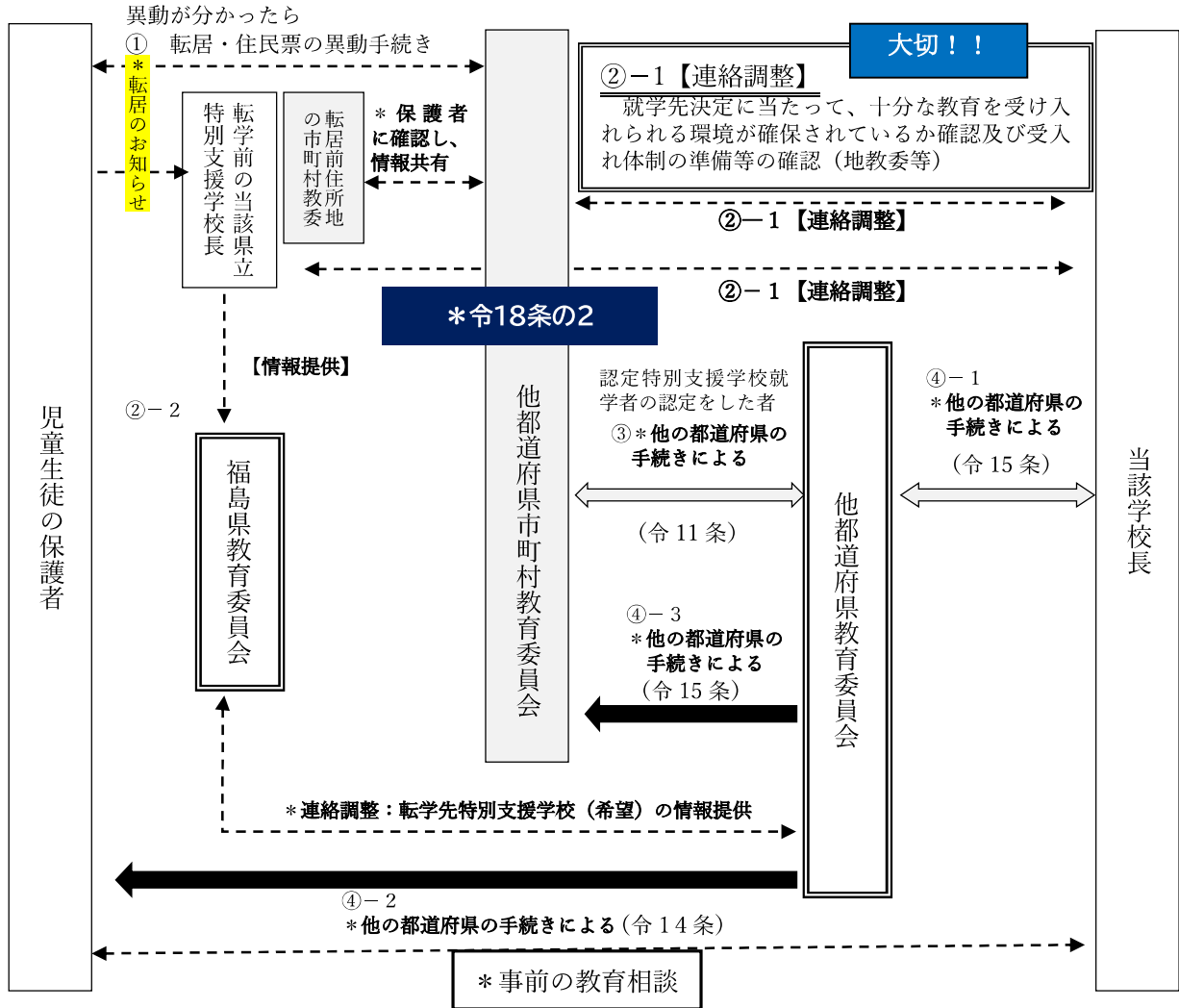


3 他都道府県との就学及び転学手続きについて

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②-1	*転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②-2	転学前の県立特別支援学校校長	福島県教育委員会	*情報提供
③			
④-1	*他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。		
④-2	(令 11 条・14 条・15 条)		
④-3			

特支↓他県等
(住所変更あり)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

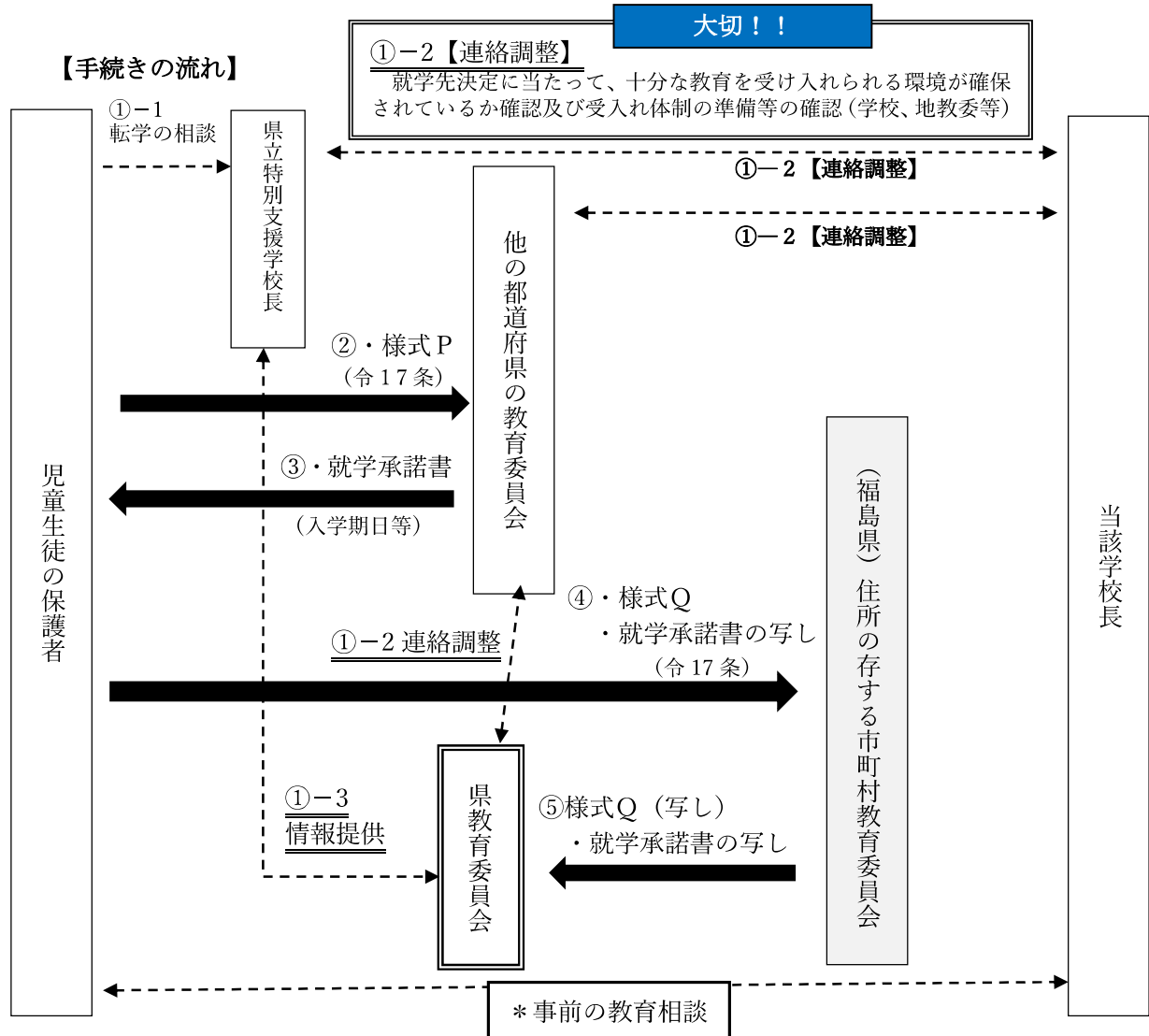
Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、また市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同法第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないため審議（令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

特支↓他県等
(住所変更あり)

(1)本県から他都道府県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校校長	転学の相談
①-2・3	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などを行うこと。		
②	保護者	特別支援学校設置の都道府県教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願 (令17条)
③	特別支援学校設置の都道府県教委	保護者	・就学承諾書 (都道府県教委の様式による)
④	保護者	住所の存する地教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 (令17条)
⑤	市町村教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

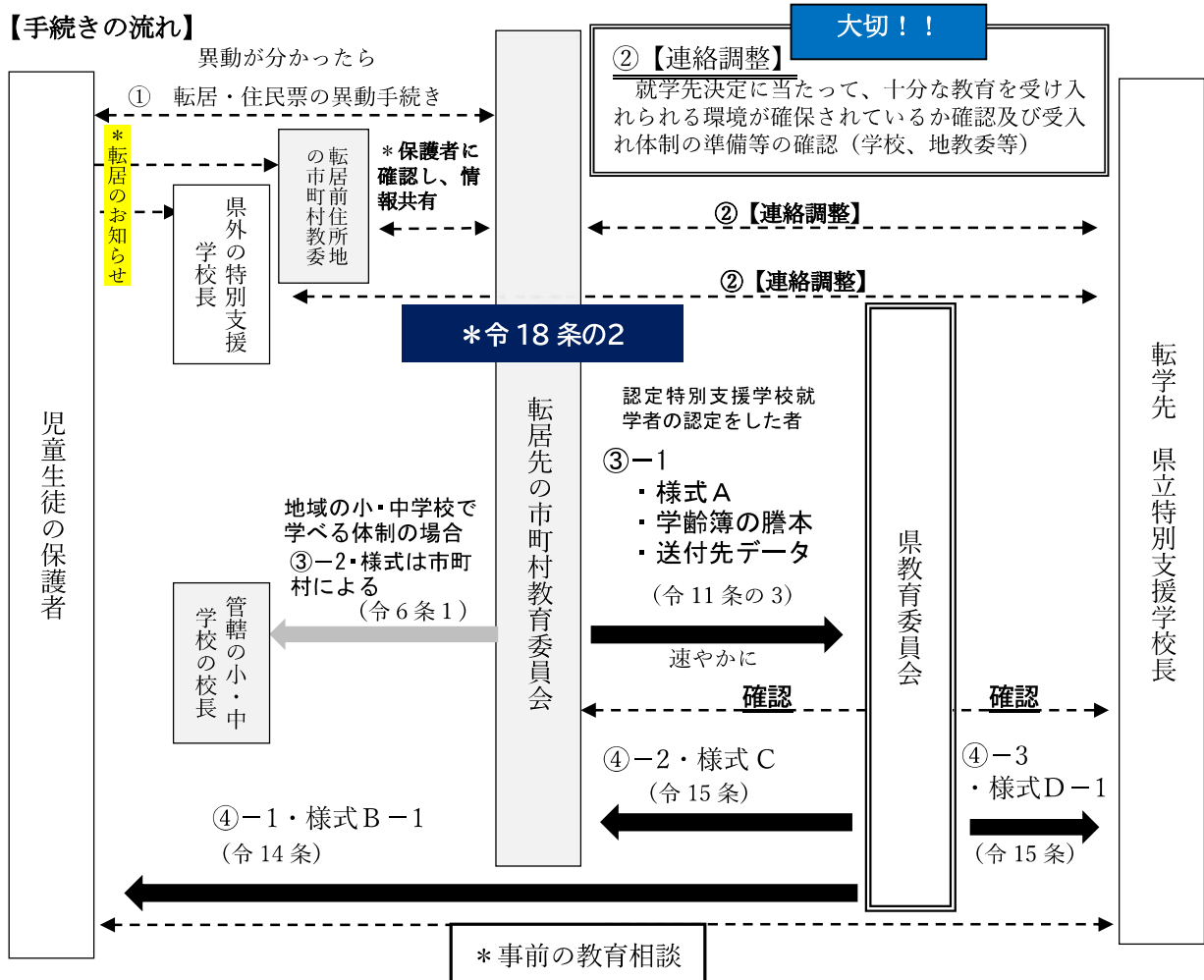
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談ののるなどして、進めていくことが大切です。

特支↓他県等 (住所変更なし)

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

①本人の住所が変わる場合

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	保護者	市町村教委	・市町村教育委員会による
②	*転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
③-1	市町村教委	県教委	<認定特別支援学校就学者の場合> (令11条の3) ・様式A: 認定特別支援学校就学者通知書 ・学齢簿の謄本(奥書証明) ・送付先データ: 県HPからダウンロードし提出
③-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・様式は市町村による(令6条1)
④-1	県教委	保護者	・様式B-1: 入学通知(令14条)
④-2		市町村教委	・様式C: 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について(通知)(令15条)
④-3		当該県立特別支援学校長	・様式D-1: 福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について(通知)(令15条)

他県等↓特支(住所変更あり)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒でも、再度市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第5条にあるように、同令第22条の3に規定するもののうち、住所の存する市町村教育委員会が、その者の障がいの状態、その者教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合、認定特別支援学校就学者とならないため審議（学校教育法施行令第18条の2）が必要です。あくまでも判断するのは市町村教育委員会となりますので、このような手続きとなります。

Q 現に特別支援学校に通っている児童生徒で、施設入所に伴い、住所が変わる場合の転学であっても、市町村教育委員会で審議する必要があるのですか。

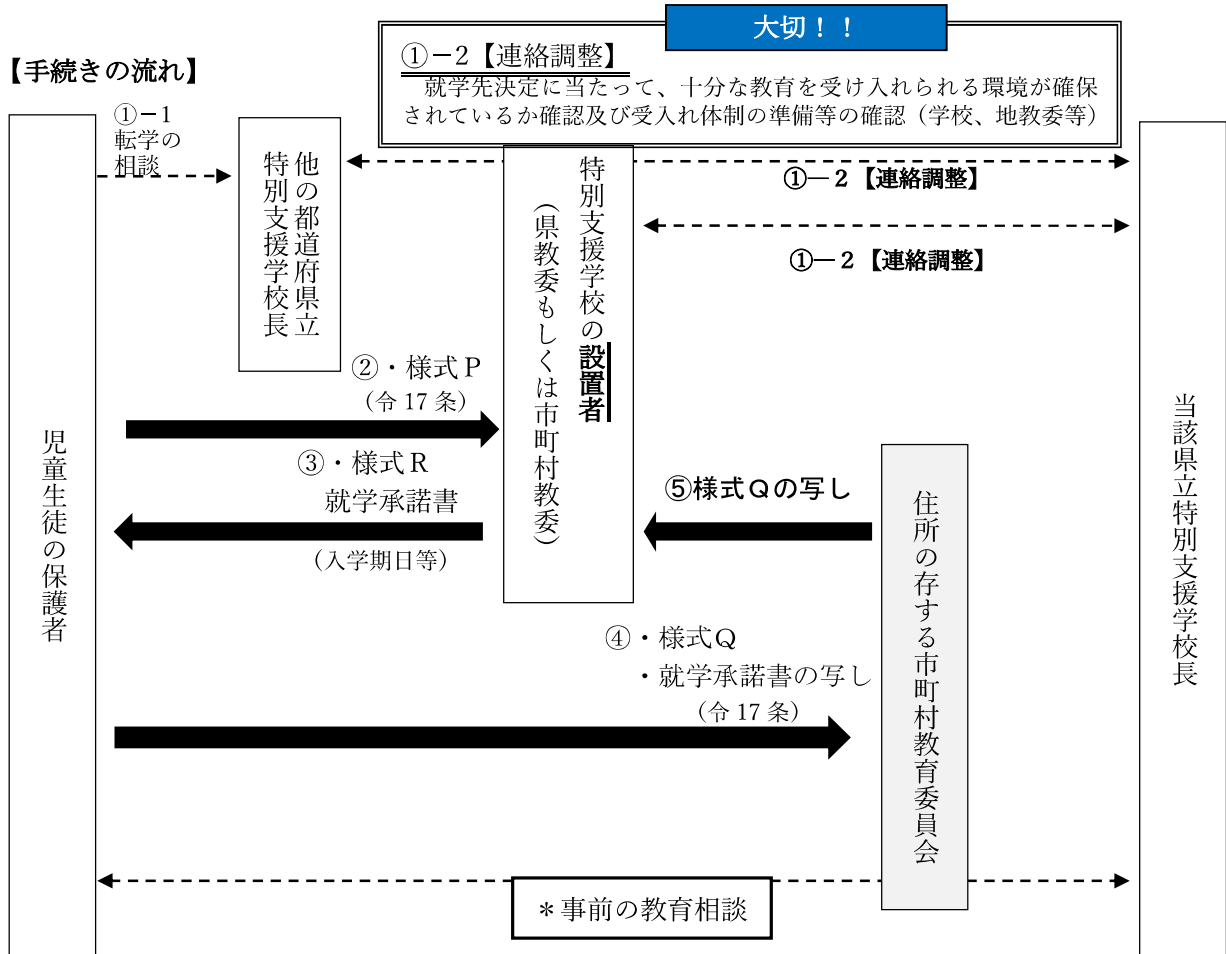
A 認定特別支援学校就学者は、学校教育法施行令第22条の3に規定するもののうち、当該市町村の教育委員会が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況から総合的に判断するため、市町村教育委員会によっては、地域で共に学ぶ環境整備が進んでいる場合は、認定特別支援学校就学者とならないことがあります。そのため、施設入所にともなう住所変更がある場合、その市町村に存することになりますので、当該市町村教育委員会での審議が必要となります。

異動や転学を事前に把握している場合には、保護者の同意のもと、総合的に判断するために必要な情報交換を行うことが大切です。

他県等↓特支（住所変更あり）

(2)他の都道府県から本県の特別支援学校へ

②本人の住所が変わらない場合



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①-1	保護者	県立特別支援学校校長	転学の相談
①-2	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
②	保護者	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	・様式P：認定特別支援学校就学者区域外就学願 (令17条)
③	特別支援学校設置の県教委もしくは市町村教委	保護者	・様式R：就学承諾書 (入学期日等)
④	保護者	住所の存する市町村教委	・様式Q：認定特別支援学校就学者区域外就学届 (令17条)
⑤	市町村教委	県教委	・上記：様式Qの写し、就学承諾書の写し * 県教委で手続き完了を把握するため

【留意事項】

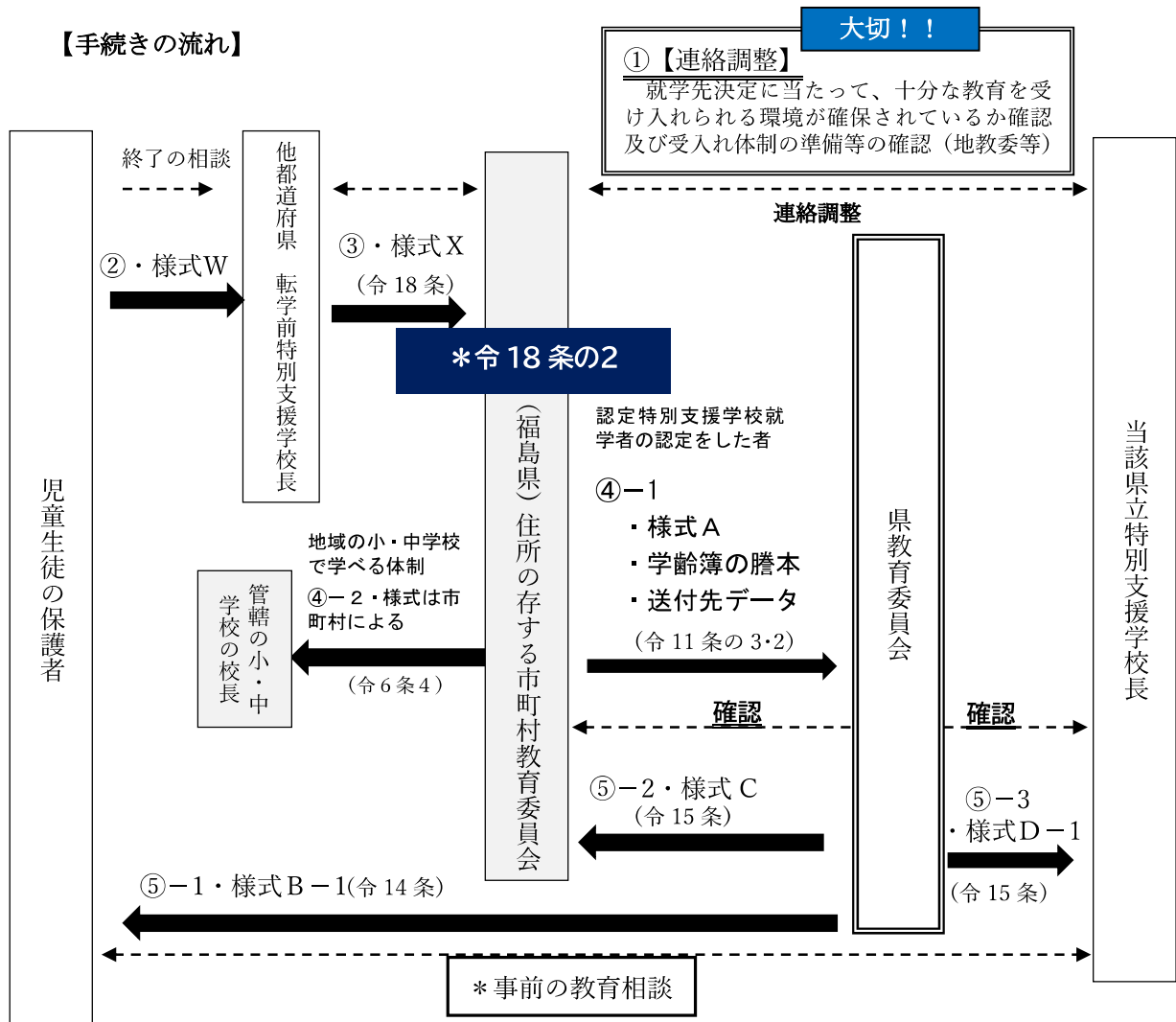
* 県立特別支援学校以外の特別支援学校となりますので、区域外就学の手続きになります。書類の作成等について保護者が難しい場合は、在学している学校で相談にのるなどして、進めていくことが大切です。

他県等↓特支 (住所変更なし)

(3) 区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

① 本県から他の都道府県の特別支援学校へ区域外就学をした児童生徒の区域外就学終了

【手続きの流れ】



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	* 転学先の特別支援学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
②	保護者	転学前特別支援学校長	・ 様式W：退学届
③	転学前特別支援学校長	市町村教委	・ 様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	市町村教委	県教委	< 認定特別支援学校就学者の場合 >（令11条の3・2） ・ 様式A：認定特別支援学校就学者通知書 ・ 学齢簿の謄本（奥書証明） ・ 送付先データ：県HPからダウンロードし提出
④-2	市町村教委	管轄の小・中学校の校長	・ 様式は市町村による（令6条4）
⑤-1	県教委	保護者	・ 様式B-1：入学通知（令14条）
⑤-2		市町村教委	・ 様式C：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）
⑤-3		当該県立特別支援学校長	・ 様式D-1：福島県立特別支援学校に入学する児童生徒について（通知）

区域外終了
(本県↓他県)

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡及び調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は**第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは**、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 他の都道府県立特別支援学校で学んでいた児童生徒が、区域外就学を終了した場合は、再度市町村教育委員会の審議が必要なのですか。

A 学校教育法施行令第18条では、都道府県の設置する特別支援学校以外の特別支援学校に在学するものが小学部や中学部の全課程を修了する前に退学した時には、当該特別支援学校の校長は速やかに児童生徒の存する市町村教育委員会に通知することとしております。この第18条を受けて、令11条の3に該当するかどうかについては、令18条の2に基づき判断されます。実際に、他県で区域外就学を終了して、市町村立の地域の学校に戻るケースもあります。

つまり、区域外就学を終了した児童生徒の障がいの状態、地域における教育の体制の整備状況等から、再度令18条の2に基づいて考え、その後の必要な手続きを行うことになります。

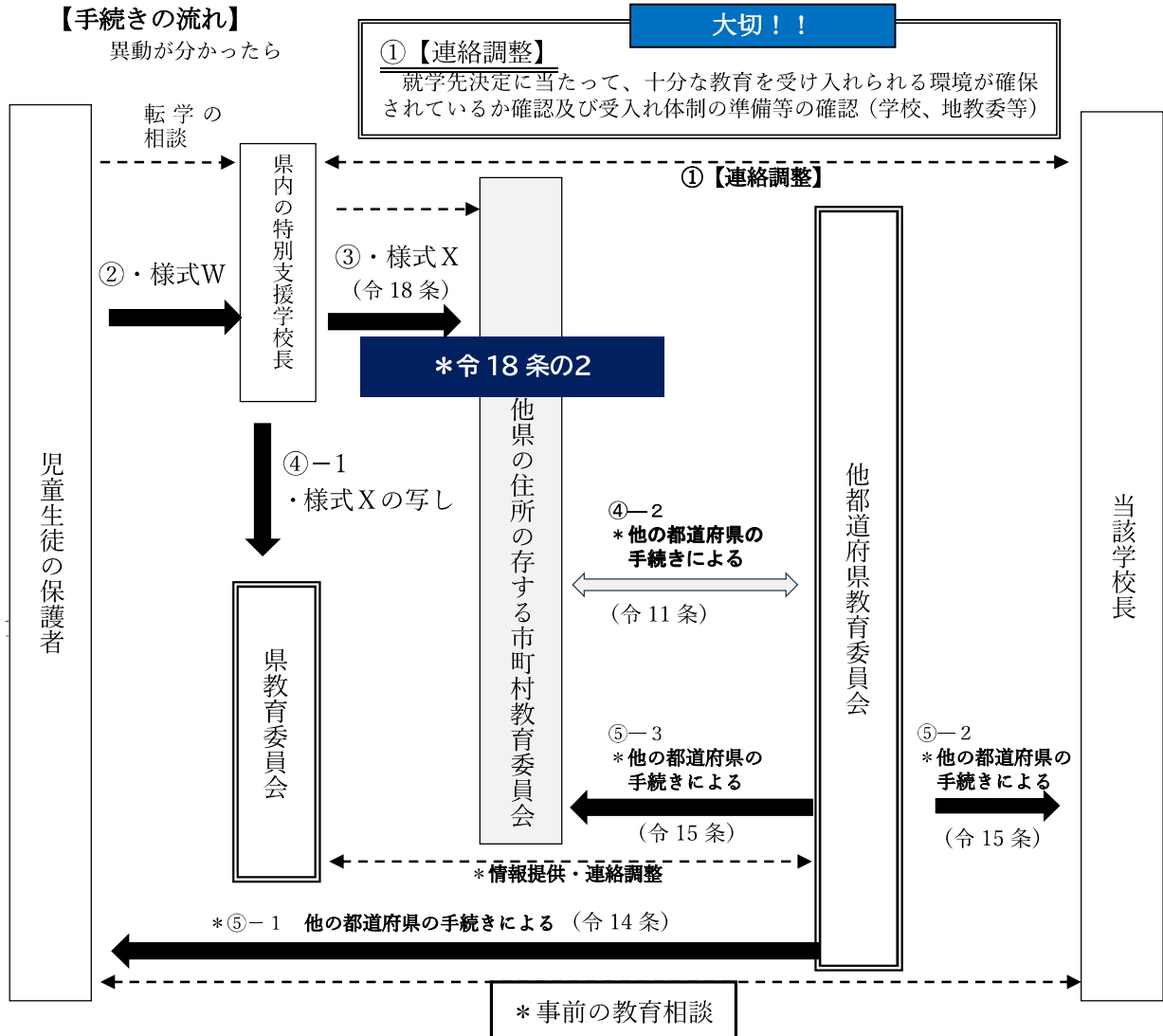
Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。

(3)区域外就学した児童生徒の区域外就学の終了について

②他の都道府県より本県の特別支援学校へ区域外就学した児童生徒の区域外就学終了



【手続きに必要な書類及び通知先等】

No.	作成者	通知先	提出書類
①	*転学先の当該学校に事前に情報提供、受け入れ体制の確認などをすること。		
②	保護者	県内の特別支援学校長	・様式W：退学届
③	県内の特別支援学校長	他県市町村教委	・様式X：児童生徒の退学について（通知）（令18条）
④-1	県内の特別支援学校長	県教育委員会	・様式Xの写し
④-2	*他都道府県市町村教育委員会及び他都道府県教育委員会の様式による。 (令11条・14条・15条)		
⑤-1			
⑤-2			
⑤-3			

区域外終了（他県→本県）

【留意事項】

- 令和3年6月「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）では、「就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。」と示しています。事前に市町村教育委員会（在学する学校）が、当該特別支援学校長と十分に連絡・調整を図り、就学に関する通知（様式A）を出す必要があります。

*学校教育法施行令第18条の2とは

令第18条の2

市町村教育委員会は、児童生徒等のうち視覚障害者等について、第5条（第6条（第2号）を除く。）において準用する場合を含む。）又は第11条第1項（第11条の2、第11条の3、第12条第2項及び第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の通知をしようとするときは、その保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。



認定特別支援学校就学者に係る通知等を出す場合には、市町村教育委員会で、「保護者及び教育学、医学、心理学その他の障害のある児童生徒等の就学に関する専門的知識を有する者の意見を聴くもの」としています。市町村教育委員会は、このことについて、丁寧に実施し、説明することが求められます。

Q 区域外就学をしていた児童が小学部を卒業した時も同じような手続きをするのですか。

A 児童が小学部の全課程を修了していますので、学校教育法施行令第22条により全課程修了者の通知を児童の住所の存する市町村の教育委員会に通知することになっています。市町村教育委員会は、小学部から区域外就学を終了した児童の教育的ニーズを把握し、県内の特別支援学校か地域の中学校の学びの場を検討します。

学校教育法第11条の2もしくは学校教育法施行令第5条の手続きになりますので、小学部を卒業して区域外就学が終了することが分かった時点で、市町村教育委員会や県教育委員会に早めに連絡をして、その後の手続きを確認してください。